

教育委員会定例会議事日程

平成30年2月13日(火) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

南瀬谷中学校 「フレンドリーウィーク」の実施について
第2回はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会について

3 審議案件

教委第76号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第77号議案 学校運営協議会の設置について

教委第78号議案 学校運営協議会の委員の任命について

教委第79号議案 平成29年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の追加決定について

4 その他

平成30年2月13日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○1/31 本会議（第1日）会期決定

2 市教委関係

（1）主な会議等

○1/29 スクールミーティング

○2/1 第71回全日本学生音楽コンクール全国大会1位受賞者 市長訪問

○2/6 上海市教育委員会による教育長表敬訪問

○2/9 第2回全体校長会議

（2）報告事項

○南瀬谷中学校 「フレンドリーウィーク」の実施について

○第2回はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会について

3 その他

南瀬谷中学校

「フレンドリーウィーク」の実施について

瀬谷区南瀬谷中学校では、初の試みとして「フレンドリーウィーク (friendly week)」という取組を、11月27日(月)～12月1日(金)に実施しました。生徒会長が学校の代表として「横浜子ども会議」に参加したことで、「いじめ防止のために、誰か一人だけでなく全校生徒で取り組みたい」という思いを募らせ、生徒会本部に提案したことがきっかけです。それを受けて、生徒会の各委員会がコラボレーション活動を企画し、「フレンドリーウィーク」としてこの期間重点的に取り組みました。各委員会で企画・実施した内容は、次のとおりです。

- 学級委員会：昼休みにクラス全員で遊ぶ
色々な座席で昼食を食べる
- 生活委員会：あいさつ運動、いじめ防止ポスター作成
- 保健美化委員会：各クラスに花を置いて育てる
- 広報委員会：全校アンケートで心温まる話などを聞き、
お昼の放送で朗読する
- 図書委員会：いじめなどに関する図書の紹介
- 生徒会本部：ユニセフ募金



生活委員会
～朝のあいさつ運動で、自分たちが作った
ポスターを持って昇降口で挨拶をする～

日頃から取り組んでいる生活委員会のあいさつ運動はもちろん、保健美化委員会の活動など、「フレンドリーウィーク」終了後にも行っている活動があり、生徒会や各委員会では、「来年度もこの取組を継続して実施したい」と考えているようです。

山川校長は、「生徒たちが、自分と仲間を大切にしたいとの思いで主体的に取り組んだことであり、その行動が生み出すものは、大きい。その意義と思いをこれからにつなげ、広げていってほしいと願っています。」と話していました。

文部科学省が主催する「平成29年度全国いじめ問題子供サミット」(平成30年1月20日(土)開催)にも当校の生徒が参加し、ポスターセッションやグループ協議等を行いました。いじめ問題に積極的に取り組んでいる全国各地の児童生徒と交流し、情報を共有することができました。



図書委員会 ～図書の紹介～

フレンドリーウィークの企画を提案した 生徒会長の思い

人権とは

だれもが生まれながらにして持っているもので、周りの人の心遣いや、思いやりの気持ちによって守られるもの

これからの学校生活において

一人ひとりの心と命を守るために、いじめの起こりにくい雰囲気づくりが必要
それは、誰か一人だけががんばるのではなく、みんなが共通意識をもって取り組めるようにしていく必要があると考える

「横浜子ども会議」

全市立学校の子どもたちが、「いじめ」を自らの問題として、だれもが安心して生活できるよう「いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会をめざして話し合います。5回目となる今年度は、「もう一度、いじめ問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会をつくろう」をテーマに、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校代表の子どもたちが、8月末に区毎に一堂に会し、学校で実践できそうな取組を考え、話し合いを行いました。

第2回はまっ子未来カンパニープロジェクト学習発表会について

横浜市では、子どもたちが未来を生きていく力をつけるために、学校と社会が一丸となって横浜らしいキャリア教育「自分づくり教育」に取り組んでいます。

28年度から、学校と企業等の外部機関の連携のもと、子どもたちが自分たちで社会課題を解決する「はまっ子未来カンパニープロジェクト」を開始しました。29年度も27校が参加し第2回プロジェクトを実施しています。

今回、13校がこれまでの取組の成果を発表する学習発表会を開催したので報告します。

◎開催概要

日時：平成30年2月10日（土） 午前9時30分～12時30分

会場：横浜情報文化センター（中区日本大通11）

参加校：13校（小学校12校、中学校1校）※掲載は発表順

校種	参加校	連携外部機関等
小	日枝小学校（南区）	丸亀製麺
	城郷小学校（港北区）	横浜マリノス（株）
	浅間台小学校（西区）	（有）マルニ商店、坪井食品（株）
	能見台小学校（金沢区）	エバラ食品工業（株）、ヤスマ（株）
	南山田小学校（都筑区）	（有）劇団かかし座
	戸部小学校（西区）	（株）岡村製作所、（株）四元工美
	上大岡小学校（港南区）	ステンドグラス工房「遊々楽々」
	一本松小学校（西区）	NPO法人かながわ311ネットワーク
	大岡小学校（南区）	（株）ディー・エヌ・エー
	杉田小学校（磯子区）	（株）安藤建設、東京キリンビバレッジサービス（株）
	汐見台小学校（磯子区）	横浜市資源リサイクル事業協同組合、玉の肌石鹸（株）、 （公財）横浜市資源循環公社、帝人（株）、 NPO法人ザ・ダークルーム・インターナショナル
	白幡小学校（神奈川区）	白楽商店会、協同組合元町エスエス会
中	中川西中学校（都筑区）	（一財）World Peace Foundation(Worldpeacegame.org)、 ワールドピース財団（アメリカ バージニア州）

各校の取組の様子



日枝小学校
丸亀製麺

一本松小学校
NPO 法人かながわ 311 ネットワーク



浅間台小学校
(有) マルニ商店
坪井食品 (株)

教委第 76 号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 30 年 2 月 13 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市立市場小学校及び横浜市立平安小学校を中学校併設型小学校とし、横浜市立市場中学校を小学校併設型中学校とするため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の2の表中

「

横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校
横浜市立菅田小学校	
横浜市立羽沢小学校	

」

を

「

横浜市立市場小学校	横浜市立市場中学校
横浜市立平安小学校	
横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校
横浜市立菅田小学校	
横浜市立羽沢小学校	

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表 (抜粋)

現行	改正案	備考																																
<p>(第1条から第5条まで省略)</p> <p>(中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる小学校(以下「中学校併設型小学校」という。)と同表の右欄に掲げる中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)は、それぞれ、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="156 974 708 1449"> <tr> <td>横浜市立池上小学校</td> <td>横浜市立菅田中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立菅田小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横浜市立羽沢小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横浜市立西前小学校</td> <td>横浜市立西中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立中沢小学校</td> <td>横浜市立旭中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立高田小学校</td> <td>横浜市立高田中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立高田東小学校</td> <td></td> </tr> </table>	横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校	横浜市立菅田小学校		横浜市立羽沢小学校		横浜市立西前小学校	横浜市立西中学校	横浜市立中沢小学校	横浜市立旭中学校	横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校	横浜市立高田東小学校		<p>(第1条から第5条まで省略)</p> <p>(中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の一貫教育)</p> <p>第5条の2 次の表の左欄に掲げる小学校(以下「中学校併設型小学校」という。)と同表の右欄に掲げる中学校(以下「小学校併設型中学校」という。)は、それぞれ、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定に基づき、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すものとする。</p> <table border="1" data-bbox="742 846 1289 1442"> <tr> <td>横浜市立市場小学校</td> <td>横浜市立市場中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立平安小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横浜市立池上小学校</td> <td>横浜市立菅田中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立菅田小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横浜市立羽沢小学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横浜市立西前小学校</td> <td>横浜市立西中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立中沢小学校</td> <td>横浜市立旭中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立高田小学校</td> <td>横浜市立高田中学校</td> </tr> <tr> <td>横浜市立高田東小学校</td> <td></td> </tr> </table>	横浜市立市場小学校	横浜市立市場中学校	横浜市立平安小学校		横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校	横浜市立菅田小学校		横浜市立羽沢小学校		横浜市立西前小学校	横浜市立西中学校	横浜市立中沢小学校	横浜市立旭中学校	横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校	横浜市立高田東小学校		
横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校																																	
横浜市立菅田小学校																																		
横浜市立羽沢小学校																																		
横浜市立西前小学校	横浜市立西中学校																																	
横浜市立中沢小学校	横浜市立旭中学校																																	
横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校																																	
横浜市立高田東小学校																																		
横浜市立市場小学校	横浜市立市場中学校																																	
横浜市立平安小学校																																		
横浜市立池上小学校	横浜市立菅田中学校																																	
横浜市立菅田小学校																																		
横浜市立羽沢小学校																																		
横浜市立西前小学校	横浜市立西中学校																																	
横浜市立中沢小学校	横浜市立旭中学校																																	
横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校																																	
横浜市立高田東小学校																																		
<p>(第5条の2第2項から第59条まで省略)</p>	<p>(第5条の2第2項から第59条まで省略)</p>																																	

**中学校併設型小学校・小学校併設型中学校の導入に伴う
横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について(案)**

1 改正の概要

平成29年4月に4つのブロック（高田中ブロック、菅田中ブロック、西中ブロック、旭中ブロック）に導入した、「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（以下、「併設型小中学校」という。）の制度を市場中学校ブロック（市場小、平安小）にも、平成30年4月に導入するため、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」を改正します。

2 改正の内容

小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す併設型小中学校の導入について、定めます。導入する小学校及び中学校は次のとおりです。

横浜市立市場小学校	横浜市立市場中学校
横浜市立平安小学校	

3 併設型小中学校の導入について

(1) 導入の目的

ア けやき分校設置への対応

- (ア) ブロック内の教職員への兼務発令や小中合同の組織づくりを推進し、協力体制を構築することにより、分校設置に伴う様々な課題に対応します。
- (イ) 合同学校運営協議会の設置により、けやき分校を含む市場中学校ブロックが保護者や地域と一体となって児童生徒を育成する体制を構築します。

イ 9年間で育てる子ども像の実現

- (ア) 中学校段階の指導内容を小学校段階に前倒し移行したり、学年間で指導内容を入れ替えたりするなど、併設型小中学校のメリットを生かし、学習指導要領の枠を柔軟に捉えてカリキュラムを編成・実施・評価・改善します。これにより学年間、校種間の滑らかな接続を確立します。
- (イ) 全教職員に兼務発令をし、中学校教諭による小学校での乗り入れ授業や小中の教員によるチームティーチング等による授業つながりや学びの場のつながりを確立します。また、副校長や専任教諭、養護教諭や事務職員の協働による人のつながりを確立し、様々な場面で9年間一貫した教育活動を実現します。

(2) 期待される効果

- 組織強化を図ることにより、けやき分校を含む市場中学校ブロックで一貫した教育の展開ができます。
- 合同学校運営協議会の設置などにより、保護者、地域に併設型小中学校導入のメリット等を十分に理解していただくとともに、保護者、地域の方の教育課程の編成等への参加が可能となり、「横浜らしい開かれた教育課程」の実現につながります。

(3) 導入スケジュール予定

月日	教育委員会事務局	学校
2月2日	教育委員会連絡会で規則改正の説明	制度導入の意義等を教職員で共有・準備
2月13日	教育委員会定例会で規則改正の議決	
2月～3月	併設型小中学校の導入支援	保護者・地域への説明 ↓
4月1日		併設型小中学校の導入

教委第 77 号議案

学校運営協議会の設置について

学校運営協議会について、次のとおり設置する。

平成 30 年 2 月 13 日提出

教育長 岡田 優子

提案理由

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成17年4月横浜市教育委員会規則第15号)第3条の規定に基づき、鶴見小学校他11校(9協議会)に学校運営協議会を設置したいので提案する。

1 対象校

12校（累計160校）、10協議会（累計137協議会）

- (1) 鶴見小学校
- (2) 仲尾台中学校区
- (3) 川島小学校
- (4) 上白根小学校
- (5) 緑園東小学校・緑園西小学校合同
- (6) 瀬谷小学校
- (7) 芹が谷南小学校
- (8) 日野南小学校
- (9) 西本郷中学校
- (10) 大曾根小学校

2 学校運営協議会の設置

平成30年4月1日

3 資料

- (1) 学校運営協議会（30年4月1日設置校の概要）
- (2) 学校運営協議会設置について（申請書）

4 参考

- (1) 現在の学校運営協議会設置校の状況
148校に設置（127協議会）
小…102 中…41 義務…2 特支…1 高校…2
（単独設置…114校 合同設置…13ブロック）
- (2) 平成30年4月1日の設置予定
30校（累計178校）、20協議会（累計147協議会）
2月教育委員会（今回）12校、10協議会
3月教育委員会（予定）18校、10協議会
- (3) 第3期 横浜市教育振興基本計画での方向性
今後5か年（平成34年度末まで）全校に設置予定
今後10か年（平成39年度末まで）
多様な学校運営協議会の展開を予定
- (4) 今後5か年の新規設置予定校数
平成30年度 40校（累計約190校）
平成31年度 80校（累計約270校）
平成32年度 100校（累計約370校）
平成33年度 90校（累計約460校）
平成34年度 40校（累計約500校）

学校運営協議会（30年4月1日設置校）

鶴見小学校（東部・鶴見区）他11校、9協議会

学校運営協議会 (30.4.1 設置校)

No.	協議会名称等	基本情報		設置の主なねらい	委員構成	協議会内組織
1	鶴見小学校 (鶴見中ブロック) 鶴見中 鶴見小 [新規] 豊岡小	創立年	S 06. 01. 10	現在様々な支援を地域から受けている。それを学校・地域コーディネーターが効果的、組織的に行うため。	14名 地域…4 保護者…2 資する…3 学識…4 学校長…1	生活支援 学習支援 地域連携 【詳細】資料2 P10～P13
		学校長	益田 正子			
		所在地	鶴見中央3-19-1			
		最寄駅	鶴見(徒歩12分)			
		児童数	667名			
		学級数	24学級			
敷地面積	8,267㎡					
2	仲尾台中学校区 (仲尾台中ブロック) 仲尾台中 [新規] 立野小 [新規] 山元小	創立年	S 38. 09. 01	教員の人材育成と地域全体の学校の教育力の向上とネットワークの向上を図るため。	20名 地域…3 保護者…3 資する…1 学識…11 学校長…2	教育活動支援 学校力向上推進 学・家・地連実行 【詳細】資料2 P14～P17
		学校長	平本 正則			
		所在地	仲尾台23			
		最寄駅	山手(徒歩5分)			
		生徒数	398名			
		学級数	15学級			
		敷地面積	18,342㎡			
		創立年	M44. 04. 01			
		学校長	石橋 孝重			
		所在地	立野76			
		最寄駅	山手(徒歩1分)			
		児童数	610名			
学級数	23学級					
敷地面積	11,783㎡					
3	川島小学校 (西谷中ブロック) 西谷中 川島小 [新規] 市沢小 鶴ヶ峰小	創立年	H25. 04. 01	学習支援と生活支援を大きな柱として、学校運営の改善のため。	11名 地域…3 保護者…1 資する…4 学識…2 学校長…1	組織は設けない 【詳細】資料2 P18～P21
		学校長	下畝 直人			
		所在地	川島町1162			
		最寄駅	西谷(徒歩15分)			
		児童数	432名			
		学級数	16学級			
敷地面積	15,189㎡					
4	上白根小学校 (旭北中ブロック) 旭北中 上白根小 [新規] 白根小	創立年	S 50. 09. 01	児童数減少が予想されている。幼保小の連携強化も視野に入れることと、現在の「きずなの会」との連携をより一層強化、継続するため。	14名 地域…6 保護者…1 資する…3 学識…3 学校長…1	安全教育 学習活動 生活安全 環境整備 【詳細】資料2 P22～P25
		学校長	横山 美明			
		所在地	上白根2-45-1			
		最寄駅	鶴ヶ峰からバス			
		児童数	575名			
		学級数	21学級			
敷地面積	11,864㎡					
5	緑園東小学校・緑園西小学校合同 (岡津中ブロック) 岡津中 緑園東小 [H2S～] 緑園西小 [新規]	創立年	H02	緑園東小の学校運営協議会の良さを2小へ広げることと、義務教育学校設置も見越し、2小間の連携をさらに深めていくため。	20名 地域…10-9 保護者…4 資する…2-3 学識…2 学校長…2	教育活動支援 まちづくり 【詳細】資料2 P26～P29
		学校長	副島 江理子			
		所在地	緑園5-28			
		最寄駅	緑園都市(徒歩10分)			
		児童数	382名			
		学級数	14学級			
		敷地面積	13,080㎡			
		創立年	H06			
		学校長	小宮 寛之			
		所在地	緑園3-39			
		最寄駅	緑園都市(徒歩7分)			
		児童数	432名			
学級数	15学級					
敷地面積	12,936㎡					

学校運営協議会 (30.4.1 設置校)

No.	協議会名称等	基本情報	設置の主なねらい	委員構成	協議会内組織	
6	瀬谷小学校 (瀬谷中ブロック) 瀬谷中 瀬谷小〔新規〕 大門小 上瀬谷小	創立年	M23.11.15	地域と学校が連携を深め、学校教育活動のより一層の充実を目指した学校支援の組織的・継続的な構築のため。	10名 地域…2 保護者…1 資する…5 学識…1 学校長…1	組織は設けない 【詳細】資料2 P30～P33
		学校長	蒲地 啓子			
		所在地	相沢 4-1-1			
		最寄駅	瀬谷 (徒歩5分)			
		児童数	637名			
		学級数	23学級			
		敷地面積	12,758㎡			
7	芹が谷南小学校 (芹が谷中ブロック) 芹が谷中 芹が谷南小〔新規〕 芹が谷小	創立年	S48.10.15	学校教育目標の具現化のために、地域との連携・協働をさらに深めて、地域の教育力を効果的、組織的に取り入れるため。	15名 地域…7 保護者…3 資する…3 学識…1 学校長…1	地域連携 学習支援 【詳細】資料2 P34～P37
		学校長	竹重 今日子			
		所在地	芹が谷 4-22-1			
		最寄駅	上永谷 (徒歩22分)			
		児童数	337名			
		学級数	16学級			
		敷地面積	11,891㎡			
8	日野南小学校 (日野南中ブロック) 日野南中 日野南小〔新規〕 日野小〔H22～〕 小坪小	創立年	S50.04.01	小規模校であるが故の課題解決と、学校運営の改善を図るため。	15名 地域…8 保護者…2 資する…2 学識…2 学校長…1	組織は設けない 【詳細】資料2 P38～P41
		学校長	土門 くるみ			
		所在地	日野南 6-35-1			
		最寄駅	港南台からバス			
		児童数	369名			
		学級数	14学級			
		敷地面積	22,037㎡			
9	西本郷中学校 (西本郷中ブロック) 西本郷中〔新規〕 西本郷小〔H22～〕 笠間小	創立年	S55.04.01	現在の学校の課題を、地域との連携強化、小中連携の強化、授業力向上、支援組織からの支援内容充実の4点とされている。それを解決するため。	14名 地域…6 保護者…1 資する…2 学識…4 学校長…1	地域連携 学習支援 学校経営 【詳細】資料2 P42～P45
		学校長	山下 昌永			
		所在地	小菅ヶ谷 1-29-1			
		最寄駅	本郷台 (徒歩12分)			
		生徒数	464名			
		学級数	14学級			
		敷地面積	13,267㎡			
10	大曾根小学校 (樽町中ブロック) 樽町中 大曾根小〔新規〕 師岡小 綱島東小	創立年	S40.09.01	学校と保護者や地域の橋渡しをしている学校・地域コーディネーターの位置づけを明確にし、家庭や地域での教育力を最大限にいかすため。	15名 地域…7 保護者…2 資する…3 学識…2 学校長…1	学習活動支援 児童理解支援 防災安全支援 【詳細】資料2 P46～P49
		学校長	三橋 淳子			
		所在地	大曾根 2-31-1			
		最寄駅	綱島 (徒歩12分)			
		児童数	765名			
		学級数	24学級			
		敷地面積	9,391㎡			

学校運営協議会設置について

	学校運営協議会名	ページ
1	鶴見小学校	10 ～ 13
2	仲尾台中学校区	14 ～ 17
3	川島小学校	18 ～ 21
4	上白根小学校	22 ～ 25
5	緑園東小学校・緑園西小学校合同	26 ～ 29
6	瀬谷小学校	30 ～ 33
7	芹が谷南小学校	34 ～ 37
8	日野南小学校	38 ～ 41
9	西本郷中学校	42 ～ 45
10	大曾根小学校	46 ～ 49

横浜市立鶴見小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年11月1日現在）

学校名	横浜市立鶴見小学校
創立	昭和6年1月10日
学校長	益田 正子
所在地	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目19-1
電話番号	045 (521) 9618
区域	東部 鶴見中学校ブロック（豊岡小学校）
最寄駅	JR 鶴見駅から徒歩12分
児童数	667名
学級数	24学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	8,267 m ²
備考	

(2) 学校教育目標

「力を合わせて、ともに歩もう」～自分を見つめ、自分や自分の周りにいる人を大切にしながら地域の中でたくましく生きる児童を育てます。

○教材や指導の方法、指導体制を工夫し、学習に興味・関心をもち、ねばり強くがんばる子を育てます。（知）

○気持ちのよい挨拶をすることを通して、人との関わりを大切にしようとする子を育てます。（徳）

○健やかでたくましい体をつくり、明るく元気に学校生活を過ごせる子を育てます。（体）

○きまりを守り、社会の一員として自分のできることを行い、役に立つ喜びを感じる子を育てます。（公）

○場の設定や人との出会いを通して、考えの違いや共通点を生活の中に取り入れ、視野を広げようとする子を育てます。（開）

2 学校運営協議会設置のねらい

【力を合わせて、ともに歩む、まちの学校】

学区は官公庁・銀行・商店などが立ち並び、鶴見区の中心地である。古くから住む住民、マンション建設等によって他の地域から移り住む住民、外国籍や外国につながる家庭が多く居住する地域の学校である。保護者は、PTA サポーター制度を設立し、校内美化や行事など学校運営の力強い支えとして機能している。地域の公共施設、神社や商店街では新旧の行事が行われ、地域での取組を通して子どもを育成していく気持ちが強く学校に協力的である。また、学校・地域コーディネーターは、学校と保護者・地域だけでなく、学援隊・教育支援隊・支援基金委員会などの諸団体をつなぐ役割を担っている。

このような、学校・保護者・地域の信頼・協力関係をもとに保護者・地域が一体となって学校運営に参画し、さらに、家庭や地域における教育力を最大限にいかした教育を実践し、子どもの健やかな成長をより確かなものにする必要があると考え、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成 29 年 6 月	教育委員会担当指導主事に相談
平成 29 年 7 月	第 1 回設置準備委員会 ・基本構想 ・委員構成等の検討
平成 29 年 9 月	第 2 回設置準備委員会 ・組織構成等の検討
平成 29 年 10 月	第 3 回設置準備委員会 ・申請書の内容についての検討
平成 29 年 11 月	第 4 回設置準備委員会 ・申請書の内容についての検討 まちとともに歩む懇話会 ・保護者・地域への説明 教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<14名>

- 地域の方（4名：町内・自治会代表、民生委員・児童委員協議会長、
鶴見中央ケアプラザ所長、多世代交流スペースコーディネーター）
保護者（2名：PTA会長、ボランティア・サポーター代表）
学校の運営に資する活動を行う者（3名：学校・地域コーディネーター、学援隊長、
教育支援隊・環境支援委員会代表）
学識経験者（4名：弁護士、小中一貫推進ブロック内校長、近隣保育園長、
鶴見銀座商店街役員）
設置校の学校長（1名：校長）で構成する。

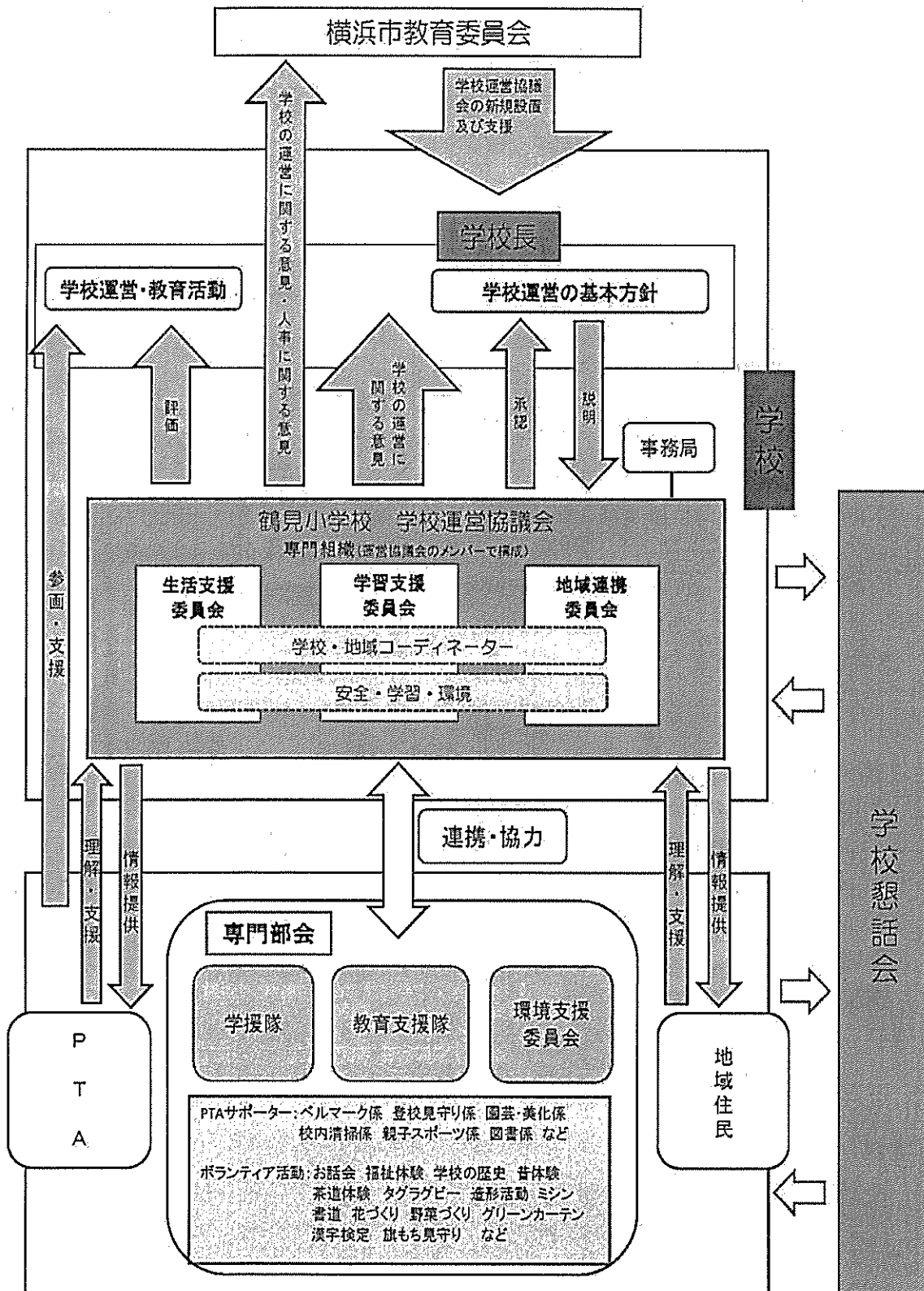
○専門委員会及び専門部会

専門組織を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。
また、専門組織につながる専門部会を設け、専門部会長を中心に年間計画を立案し、
学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



鶴見小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、鶴見小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者・地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や未来の「ふるさと鶴見」を担う児童の健全な育成に取り組むことを活動するものとする。

（組織）

- 第3条 学校運営協議会に、会長・副会長（2名）を置き、別途、事務局を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または、会長がかけた時はその職務を行う。
副会長の順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 事務局は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。
 - 7 学校懇話会は、学校運営の実現等に向けた意見を述べるができる。

（会議）

- 第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、必要がある場合は、事務局・鶴見小職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立仲尾台中学校区学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月25日現在)

学校名	横浜市立仲尾台中学校	横浜市立立野小学校
創立	昭和38年9月1日	明治44年4月1日
学校長	平本 正則	石橋 孝重
所在地	横浜市中区仲尾台23番地	横浜市中区立野76番地
電話番号	045-621-9600	045-622-9381
区域	東部 仲尾台中学校区	
最寄駅	JR根岸線山手駅から徒歩5分	JR根岸線山手駅から徒歩1分
児童・生徒数	398名	610名
学級数	15級 (個別支援3学級を含む)	23学級 (個別支援4学級を含む)
敷地面積	18,342㎡	11,783㎡
備考		

(2) 学校教育目標

横浜市立仲尾台中学校	横浜市立立野小学校
<p>ゆとり・活力・魅力ある学校で、自らを律し自立する生徒を育てます (自立&自律)</p> <p>具体目標</p> <p>知 学び方の基礎・基本身につけ、自らの課題解決力を高めます。</p> <p>徳 社会の一員として、規範意識や思いやりの心を培います。</p> <p>体 基本的な生活習慣の励行に努め、健康な体を身につけます。</p> <p>公 地域にかかわり、社会への関心を高めます。</p> <p>関 国際社会の発展に貢献しようとする力を養います。</p>	<p>子どもたちの意欲・熱中・満足を実現します (意欲・熱中・満足)</p> <p>具体目標</p> <p>知 自ら問いをもち、追及する中で自分の考えを深める子を育てます。</p> <p>徳 相手の気持ちを大切にしながら、共に生きようとする豊かな心をもつ子を育てます。</p> <p>体 進んで運動をし、その楽しさや喜びを実感し、健康で元気な子を育てます。</p> <p>公 自分と町や人とのつながりを実感し、健康で元気な子を育てます。</p> <p>関 社会の中で自分ができることを見つけ、進んで取り組む子を育てます。</p>

2 学校運営協議会設置のねらい

仲尾台中学校区は、国公立私立学校が隣接している文教地区である。子ども・保護者・地域共に学力向上や進路等に関心が高く、学校教育に対する期待が大きい。そのため、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、より主体的に学び、考え、判断して行動できる力を育成することが重要である。

一方、最も重要な教育環境である教員については、大量退職・大量採用の影響から、教職経験が浅い教員の割合が増加し続けている。また、子どもたちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化している。その変化によりよく対応するためには、教員の高い専門性や実践力が求められている。そのため、専門的な知見を有する学識経験者の協力を得て、教員が自ら資質能力を磨き続ける職場環境を整え、学校への期待に応えたいと考えている。

そこで、学校運営協議会の設立をとおして、「チーム学校」の教育力を高めると共に、教員一人ひとりの教師力向上を図り、学力向上をはじめ様々な教育課題と向き合い、「信頼される学校」づくりを推進していきたい。また、同じ地域内に隣接する校種の違いを超えた学校間のネットワークを構築し、相互に連携・協働し「学校力」の向上を目指したい。

以上の理由から、仲尾台中学校区学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年	5月	教育委員会学校運営協議会担当指導主事に相談
平成29年	6月	基本構想・委員構成等の検討
平成29年	9月	組織構成等の検討
平成29年	10月	申請書の内容について検討
平成29年	11月	P T A・地域等への説明
平成29年	12月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<20名>

地域住民（3名：連合町内会長）

保護者（3名：3小学校P T A会長）

学校の運営に資する活動を行う者（1名：教育活動支援委員会委員長）

学識経験者（11名：大学教授・近隣校校長・元横浜市教育委員）

設置校の学校長（2名：学校長）

○専門委員会及び専門部会

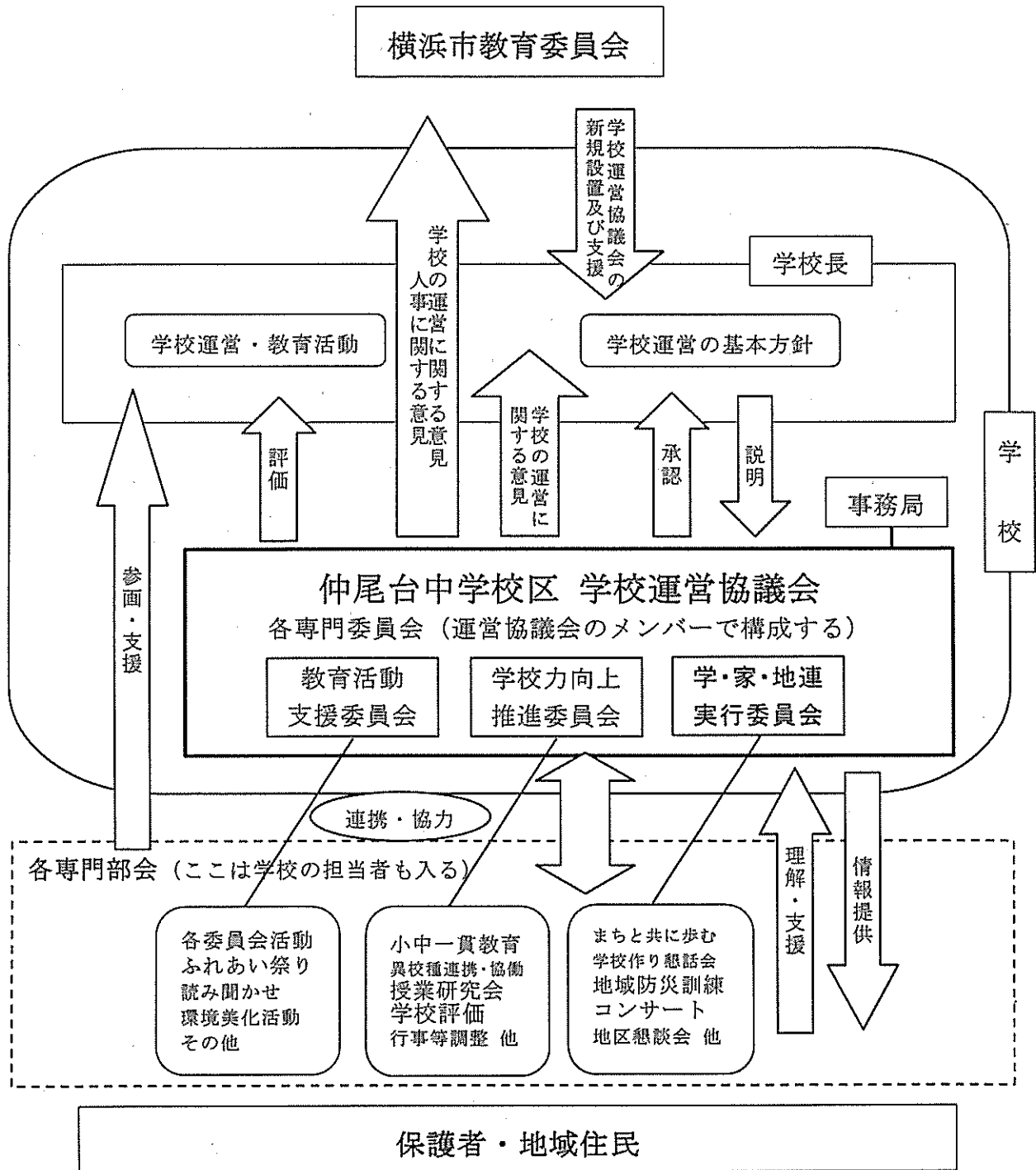
3つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また下部組織に専門部会を設け、専門部会長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



仲尾台中学校区 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、仲尾台中学校区学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと」を担う児童生徒の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

- 第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（3名）、事務局（学校）を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 事務局（学校）は、運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

- 第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年12月22日

横浜市立川島小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月22日現在)

学校名	横浜市立川島小学校
創立	平成25年4月1日 (統合前: 明治8年4月15日)
学校長	下畝 直人
所在地	横浜市保土ヶ谷区川島町1162
電話番号	045(371)0757
区域	西部 西谷中学校ブロック (川島小、市沢小、鶴ヶ峰小)
最寄駅	西谷駅から徒歩15分
児童数	432名
学級数	16学級 (個別支援学級を含む)
敷地面積	15189㎡
備考	平成25年にくぬぎ台小学校と統合

(2) 学校教育目標

『自分の夢 なかまとの夢 このまちでの夢』

本校の児童を夢の実現に向けて前向きに取り組む『ゆめっ子』ととらえて目標を設定した。

【知】 学び合い、助け合い、粘り強く取り組む子を育てます。

【徳】 自分を認め、なかまを認める子を育てます。

【体】 心豊かで、身体健やかな子を育てます。

【公】 【開】 このまちや人を愛し、このまちや人につくす子を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

本校は明治8年に「川島学舎」として開校し、平成25年度に「くぬぎ台小学校」と「(旧)川島小学校」が統合して現在に至る。平成27年度に創立140周年・統合3周年を迎えた本校は、親子4代で通っている児童も在籍し、「わがまちの学校」という意識をもつ地域の方は多い。保護者や地域の方の学校教育に対する関心や期待は大きく、児童の登下校を見守る学援隊も組織され、教育活動への理解、支援も多大である。

昨年度、懇話会から委員人数を減らした組織に変更し、保護者、地域の方のご意見、ご協力が、確実に学校経営に反映できるようしてきた。

児童は明るく、人懐こい子が多く、地域とのつながりもある。今年度「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる授業」をテーマに児童の自尊感情の育成を目指している。

その実現のためには、地域の方からのさらなる支援が必要である。

そこで学校と保護者、地域との連携をより一層強化し、学校との信頼関係を深め、学校経営の改善や、児童の健全育成に取り組むことをねらいに学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年 4月	平成29年度学校運営協議会設置校説明会に参加
平成29年 4月	保護者・地域との連携を意識し、中期学校経営方針を作成する。
平成29年 6月	平成29年度第1回懇話会において、 次年度の法令に基づいた正式な学校運営協議会の設置構想を説明し、賛同を得る。
平成29年10月	教育委員会担当指導主事に相談
平成29年12月	学校運営協議会の委員候補の人選を実施、各委員に内諾を得る。
平成29年12月	平成29年度第2回懇話会において、申請書の内容について検討。

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<11名>

地域住民（3名：連合町内会長・主任児童委員・はまっ子運営委員長）

保護者（1名：PTA会長）

学校の運営に資する活動を行う者（4名：学校・地域コーディネーター・学援隊隊長・学校協力者）

学識経験者（2名：近隣校長・社会福祉協議会会長元校長）

設置校の学校長（1名：学校長）

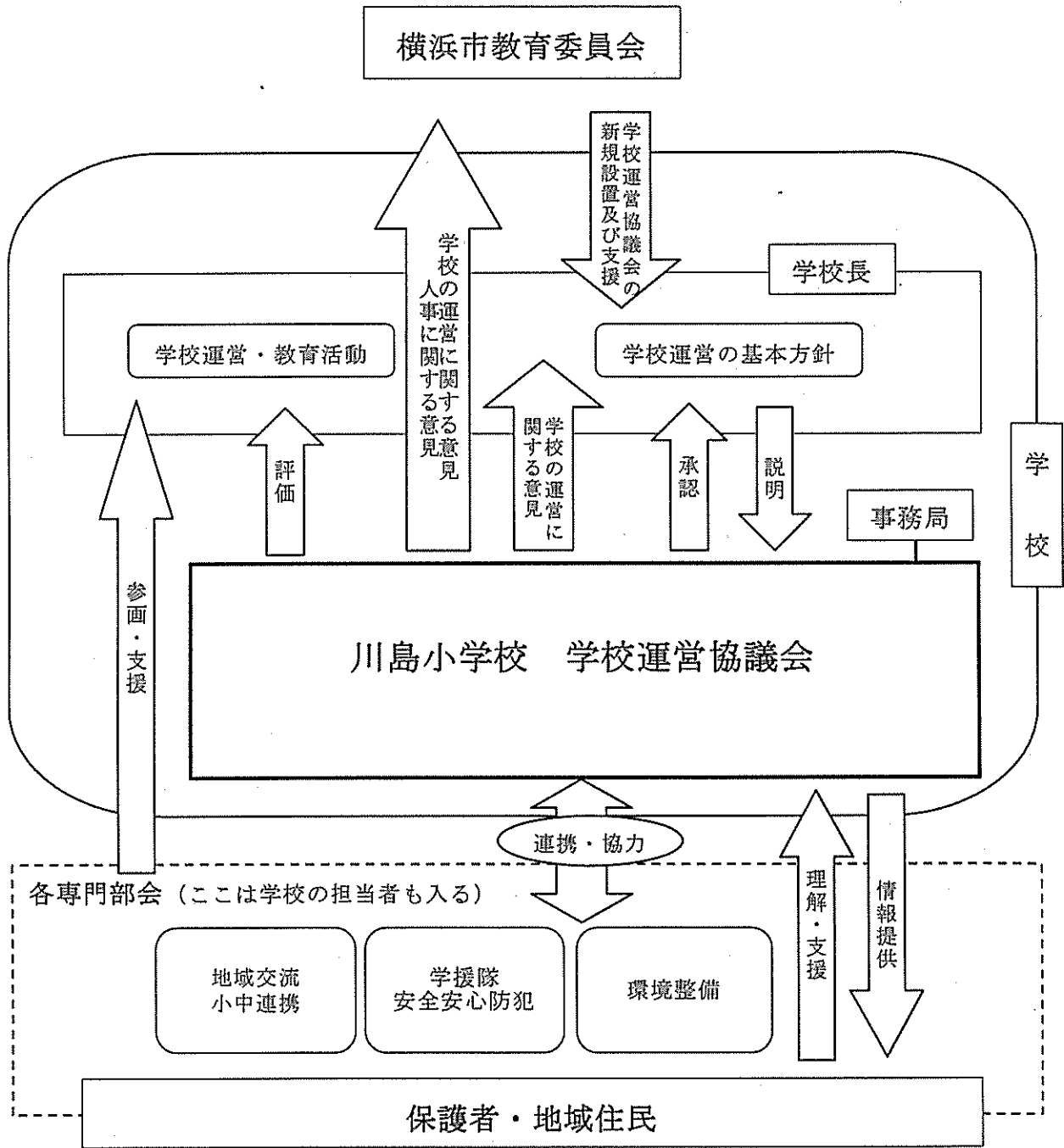
○専門委員会及び専門部会

学校運営協議会委員では委員全体で協議を行うこととし、学校運営協議会内に委員会は設けないことにする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図



川島小学校 学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、川島小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、学校との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組織)

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を行う。

(会議)

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(附則)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立上白根小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年12月20日現在）

学校名	横浜市立上白根小学校
創立	昭和50年9月1日
学校長	横山 美明
所在地	横浜市旭区上白根2丁目45番1号
電話番号	045(953)4737
区域	西部 旭北中学校ブロック（上白根小、白根小）
最寄駅	【電車】相鉄線鶴ヶ峰駅下車 【バス】相鉄バス 鶴ヶ峰バスターミナルより 西ひかりが丘団地行き・中山駅行き 辻下車徒歩7分
児童数	575名
学級数	21学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	11864 m ²
備考	

(2) 学校教育目標

「ともに生きる子 ー信頼と安心と笑顔の学校ー」	
学校のあいことば「かんがえよう！ かかわろう！ かがやこう！」	
(知) よさを発揮し粘り強く取り組む子	(公) 上白根のまちに生きまちとともに歩む子
(徳) 自分も友達も大切にする子	(開) ともに学び合い高めあう子
(体) 心と体を健やかに育む子	

2 学校運営協議会設置のねらい

学区は、大規模開発による一戸建ての多い閑静な住宅地である。平成13年度に約500戸規模のマンションができ児童数は増加したものの、平成22年度よりなだらかな減少傾向にある。本校のほとんどの児童は、旭北中学校に進学し、学校・家庭・地域の連携は旭北地区と大いに関わっている。

地域の学校への協力度は高く、地域コーディネーターを中心とする「きずなの会」(H21発足)が毎月校長室で開催されており、ほぼ毎日会員の方々が順番(毎日2名)で、校内パトロール・授業参観を行っている。また、児童の登下校時には交通安全指導も毎日行っている。また、「懇話会」の組織もあり、こちらも「きずなの会」との兼任者が多く、年3回開催されており、学校運営や地域との連携・協力の在り方についての情報交換を主な話題としている。

地域は、安全・防犯、緑化事業に関する関心も高く、現在、空き家となっている家屋の庭を整備して地域住民と子ども達と一緒に花苗の栽培を行って町の緑化を進めたり、学校と地域と一緒に公園の緑と触れ合う活動を行ったりしている。

また、今後の児童数減少に伴い、小中連携から幼保小中連携へと広げていくことも必要であると考えている。今年度は、これまでの幼保小連携の活動に加えて、学校図書館で、園児に学校司書が読み聞かせをしたり、園児が自分で絵本を読んだりする活動を行った。こうした活動をこれからも継続し、本校のスタートカリキュラムの見直しをしていくとともに、幼保小中の連携をさらに充実させていきたいと考えている。

現在、学校と地域との連携・協力が良好な時だからこそ、「きずなの会」と「懇話会」の組織や活動内容を整理し、学校との連携協働活動が継続的なものとなり、学校も地域もよりよくなっていくことが期待できる。

このような理由から、平成30年度4月から学校運営協議会を設置し、学校と地域・幼保小中の連携をさらに密にし、「まちとともに歩む学校」作りを実践・推進していきたい。

3 設置申請までの経過

平成 29 年 6 月	校内運営委員会での検討
平成 29 年 7 月	学校・地域コーディネーターへの相談
平成 29 年 9 月	教育委員会担当指導主事に相談
平成 29 年 9 月	中学校ブロックへの相談（旭北中・白根小）
平成 29 年 9 月	校内職員への周知（運営委員会・職員会議）
平成 29 年 9 月	第 1 回設置準備委員会（基本構想・委員構成等の検討）
平成 29 年 11 月	第 2 回設置準備委員会（組織構成等の検討）
平成 29 年 12 月	市教委への相談・近隣校との進捗状況のすり合わせ
平成 29 年 12 月	PTA 運営委員会（PTA 役員・運営員への説明）
平成 29 年 12 月	「懇話会（臨時）」開催（地域への説明）
平成 29 年 12 月	第 3 回設置準備委員会（申請書の内容について検討）
平成 29 年 12 月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会＜14名＞

地域住民（6名：上白根小防災拠点委員長・自治会・スポーツ推進委員・環境事業推進委員）

保護者（1名：PTA 会長）

学校の運営に資する活動を行う者

（3名：学校・地域コーディネーター・主任児童委員・民生委員）

学識経験者（3名：幼稚園園長・元小学校長・会社経営者）

設置校の学校長（1名：学校長）

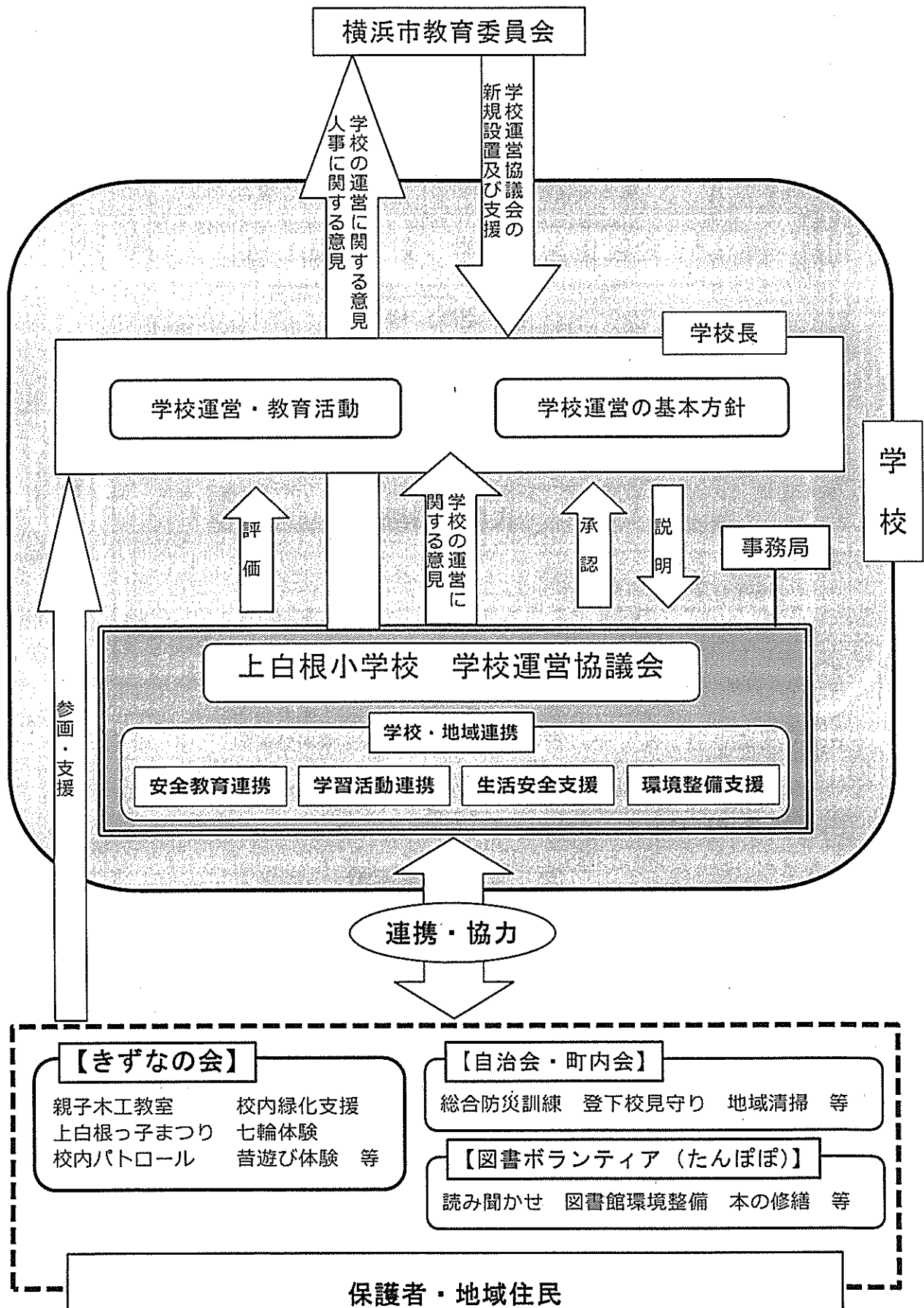
○組織図

別紙案参照

5 学校運営協議会会則案（別紙案参照）

6 組織図（別紙案参照）

上白根小学校運営協議会運営組織図（案）



上白根小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、上白根小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の上白根の地域を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年3回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせたり、会議録の議事録を取らせたりすることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立緑園東小学校・緑園西小学校合同の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月20日現在)

学 校 名	横浜市立緑園東小学校	横浜市立緑園西小学校
創 立	平成2年	平成6年
学 校 長	副島江理子	小宮寛之
所 在 地	横浜市泉区緑園5-28	横浜市泉区緑園3-39
電話番号	045-811-6710	045-811-6030
区 域	西部 岡津中学校ブロック	
最 寄 駅	緑園都市駅 (徒歩10分)	緑園都市駅 (徒歩7分)
児童・生徒数	382名	432名
学 級 数	14学級 (個別支援2学級を含む)	15学級 (個別支援2学級を含む)
敷地面積	13,080 m ²	12,936 m ²
備 考		

(2) 学校教育目標

横浜市立緑園東小学校	横浜市立緑園西小学校
<ul style="list-style-type: none"> ○自分の思いをもち、自分の力で積極的に学び続ける子を育てます。 【知】 ○規範意識をもち、自分も相手も大切に、自信と思いやりのあふれる子を育てます。 【徳】 ○生命を尊ぶ気持ちをもち、自らの健やかな体をつくる子を育てます。 【体】 ○学校や地域に親しみ、まちの一員として積極的にかかわる子を育てます。 【公】 ○様々な人とのコミュニケーションを通じて、広い視野をもち、世界とつながろうとする子を育てます。 【開】 	<ul style="list-style-type: none"> ○進んで学ぶ子どもを育てます。 【知】 ○思いやりのある心豊かな子どもを育てます。 【徳】 ○健康でたくましい子どもを育てます。 【体】 ○まちや自然を愛し、社会につくす子を育てます。 【公】 【開】

2 学校運営協議会設置のねらい

【活力のある「まち」をめざして、地域とともに力強く歩むコミュニティスクールの創造】

緑園東・西両校は地域の方々が「地域の中心となる場所」と願って学校を設立し、30年余り、地域に開かれた学校として歩んできた。また、地域主催の活動が盛んで、両校の子どもたちの参加を積極的に促してきた。

このような中で、緑園東小学校では平成28年度より学校運営協議会を立ち上げて、児童の実態を踏まえた学校づくりに協働で取り組んできた。児童が自信をもち、積極的に自分から地域に関わっていけるように、地域行事での出番や役割を増やすことや、フェリス女学院大学との連携による学校図書館教育、英語教育の充実等を図ってきた。また、緑園西小学校の校長と保護者代表が運営協議会委員となり、学校づくりへの意見もいただいていた。

平成34年度に緑園義務教育学校が開校し、緑園東小・西小の学区がそのまま義務教育学校の学区となり、両校は統合ということになる。その中で、地域の方々からも、開校に合わせて、もっと地域と学校が力を合わせた学校づくりを行いたいという思いを寄せていただいている。また、緑園地域活性化委員会による地域の小学校、高校、大学と一体となった活動の発展、学区にあるフェリス女学院大学との交流は、東小の図書館・英語だけでなく、西小のプログラミング教育交流も進められている。そのような状況を受け、新時代の緑園地区の学校づくりに向け、学校運営協議会を立ち上げて、両校が、地域・近隣校(幼保・中・高・大)・保護者と協働して、学校づくりをしていきたい。

3 設置申請までの経過

平成29年 1月	教育委員会担当指導主事に相談	
平成29年 6月	第1回設置準備委員会	・基本構想、組織構成等の検討
平成29年 8月	第2回緑園東小学校学校運営協議会	・基本構想、組織構成等の説明
平成29年12月	第2回設置準備委員会	・委員構成、申請書の内容について

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○ 学校運営協議会<20名>

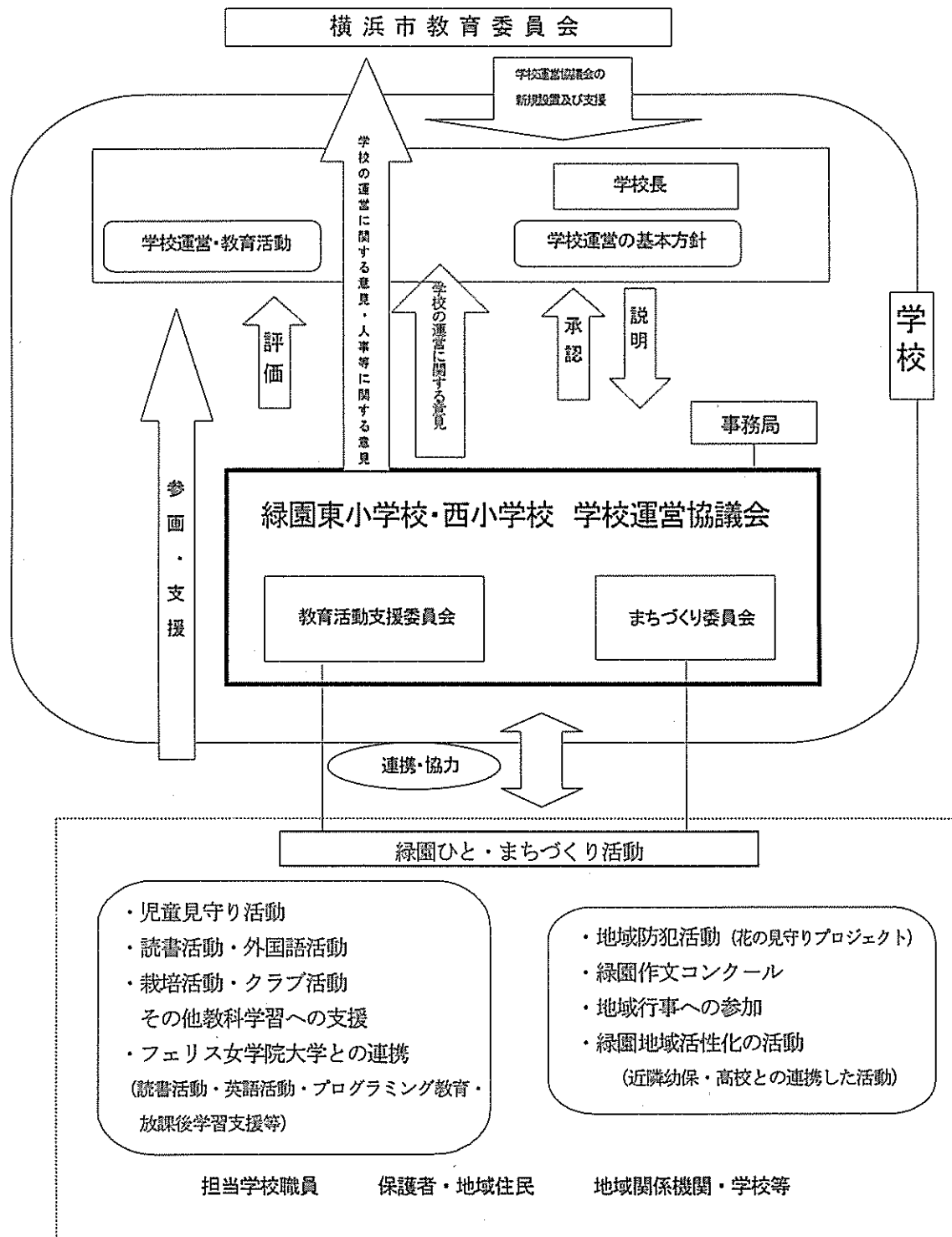
地域住民(10名：自治会長・地域コーディネーター・各校学校協力者代表・地域見守り活動代表・キッズクラブチーフ・緑園義務教育学校設置委員会長・民生委員)、保護者(4名：PTA会長・保護者ボランティア代表)、学校運営に資する活動を行う者(2名：自治会長)、学識経験者(2名：大学教職員、保育園長)、学校関係者(2名：校長)で構成する。

○ 専門委員会及び専門部会

2つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また連携組織に専門部会を設け、専門委員長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

緑園東小学校・緑園西小学校学校運営協議会 組織図 (案)



緑園東小学校・緑園西小学校学校運営協議会 会則（案）

（名 称）

第1条 本会は、緑園東小学校・緑園西小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、緑園義務教育学校開設に向けて、未来の「ふるさと緑園」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組 織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会 議）

第4条 学校運営協議会は、両校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上（6月、8月、11月、1月）必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附 則）

この会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

横浜市立瀬谷小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成29年12月25日現在)

学校名	横浜市立瀬谷小学校
創立	明治23年11月15日
学校長	蒲地 啓子
所在地	横浜市瀬谷区相沢4丁目1-1
電話番号	045(301)1025
区域	西部 瀬谷中学校ブロック (瀬谷小、大門小、上瀬谷小)
最寄駅	瀬谷駅から徒歩5分
児童数	637名
学級数	23学級 (個別支援学級を含む)
敷地面積	12,758㎡
備考	

(2) 学校教育目標

- 【知・開】 聴き合い学び合う中で、人とのかかわりを生かしながら、主体的に問題を追及・実践できる子どもを育てます。
- 【徳・公】 正しい判断のもとで、お互いを思いやりながら生活し、心の通った働きかけができる子どもを育てます。
- 【体】 健康を保持増進するために、工夫や努力を続け、自他の生命を大切にすることができ子どもを育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

本校は地域の中核校として127年の歴史ある学校である。代々この地域に住み、教育活動に理解と協力を惜しまない住民がいる一方で、他の地域から新しく移り住んできた住民も多い。地域住民は社会で子どもを育てていこうとする高い意欲はあるが、学校が地域と協働した子育ての方向性を強く打ち出せずにきたため、学校を積極的に支援していこうとする団体は未だ組織されていない状況にある。

そこで、学校、保護者、地域住民等が子育てに対する目標や方向性を一つに固め、信頼・協力関係のもとに本校の学校運営の改善を推進していく必要がある。

現在、『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 (まち懇)』から、年間2回、授業参観した後、教育活動に対する意見や感想をもらっている。今後はさらに学校運営の評価や改善につながる視点での協議を充実させるため、『まち懇』を発展的に解消し、幼児教育の視点、福祉の視点を加え、地域と学校が「ふるさと瀬谷」を担う健全な子どもたちを育てるという目標を共有する『学校運営協議会』を立ち上げ、本校の学校運営の改善につながる支援や評価を行う必要がある。

地域とともにある学校として本校を運営し、学校の教育活動に加え、家庭や地域の教育力や財を最大限にいかした教育を実践し、子どもたちの健やかな育ちとふるさとへ瀬谷への愛着を確かなものにするために、学校、保護者、地域住民が連携・協働し、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年 9月	教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 9月	第1回設置準備委員会（基本構想・委員構成等の検討）
平成29年11月	第2回設置準備委員会（組織構成等の検討・説明）
平成29年12月	第3回設置準備委員会（申請書の内容について検討）
平成29年12月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会＜10名＞

地域住民（2名：連合町内会長）

保護者（1名：PTA会長）

学校の運営に資する活動を行う者（5名：瀬谷っ子サポーター代表、キッズ理事長、幼稚園園長、商店街会長、文化スポーツクラブ会長）

学識経験者（1名：大学関係者）

設置校の学校長（1名：学校長）

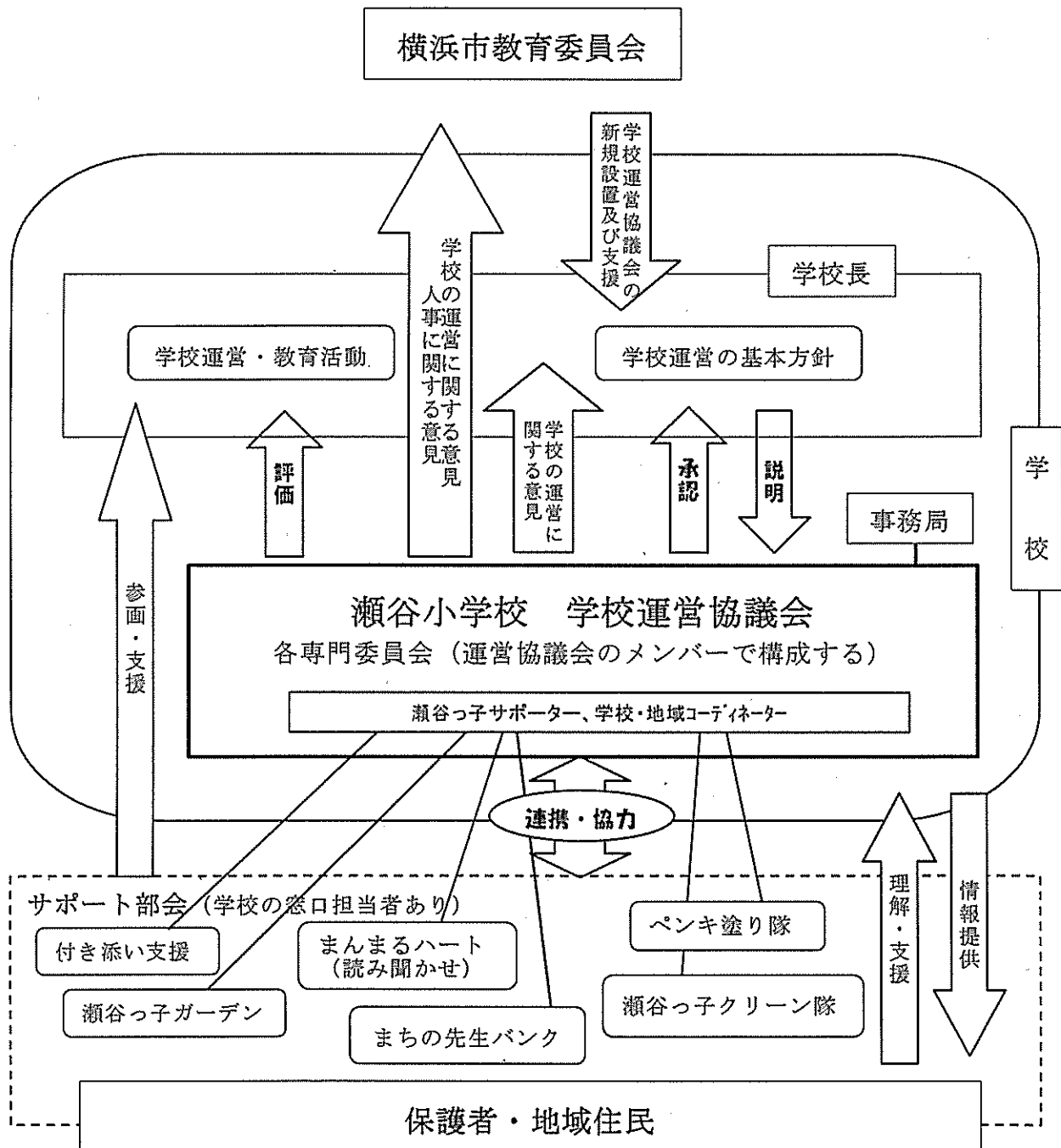
○瀬谷っ子サポーター（本校地域支援本部）との連携

瀬谷っ子サポーターとの連携を密にし、サポーター内の各グループの年間計画を作成し、学校の要望等を加味し、学校運営協議会で協議・調整して実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



瀬谷小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、瀬谷小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと瀬谷」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立芹が谷南小学校学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年12月25日現在）

学校名	横浜市立芹が谷南小学校
創立	昭和48年10月15日
学校長	竹重 今日子
所在地	横浜市港南区芹が谷4丁目22-1
電話番号	045(823)6351
区域	南部 芹が谷中学校ブロック（芹が谷小、芹が谷南小）
最寄駅	上永谷駅から徒歩22分
児童数	337名
学級数	16学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	11891㎡
備考	

(2) 学校教育目標

<p>《笑顔いっぱい やさしさいっぱい 芹が谷大好き みんな生き生き 芹南っ子》</p>
【知】 友達との学び合いを通して考えを深め、自ら進んで学んでいく子を育てます。
【徳】 自分を支えてくれる周りの人に感謝の気持ちを持ち、自分も友達も大切にすることを育てます。
【体】 豊かな心と健やかな体を持ち、命を大切にすることを育てます。
【公】 芹が谷のまちに愛着を持ち、地域とともに生きる子を育てます。
【関】 自分の気持ちを素直に表現し、未来に向かって生きる子を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

<p>本校は、50年ほど前に宅地造成された住宅地の中にあり低層の戸建て住宅が多い地域である。町内会は7つ、連合は2つに関わり、夏祭りやふるさと祭り等、町内会や連合の主催する地域行事が盛んで保護者には卒業生も多い。学校に寄せられる期待や意見は多様である。</p> <p>本校の『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会』は、授業や行事、登下校等時の児童の様子を見て、学校評価をしてくださっている。また、多くのボランティア組織が教育活動に支援をしてくださっている。今後はそれらの評価や支援を、本校の特色ある教育活動である防災教育やあいさつ運動を効果的に支え、深める必要がある。そのために、学校・保護者・地域住民等の信頼・協力関係をさらに強いものにして、『まち懇』が学校運営に資する活動を責任もって行い、学校運営改善につながる組織として『学校運営協議会』に発展していく必要がある。</p> <p>そして、これまでの組織を、組織図の中で明確に位置づけ、活動をより責任あるものにして、活動を継続・充実したものにしていく。専門委員会は2つにして、情報の共有化を図りより深められるようにする。芹が谷南小学校が、地域に開かれた特色ある教育活動の実践に取り組み、子どもたちの健やかな成長をより確かなものにするために、学校、保護者、地域住民が連携・協働することをねらいとし、本校に学校運営協議会を設置する。</p>

3 設置申請までの経過

平成29年	2月	第1回設置準備委員会(基本構想・委員構成等の検討)
平成29年	5月	学校説明会 (まちとともに歩む懇話会・保護者・地域への説明)
平成29年	6月	第2回設置準備委員会(組織構成等の検討)
平成29年	11月	第3回設置準備委員会(申請書の内容について検討)
平成29年	12月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<15名>

地域住民(7名:連合町内会副会長・防災拠点委員長・社会福祉協議会会長・町内会長・子どもの安全対策協議会委員・町内会長・学家地連委員)
保護者(3名:PTA代表・読み聞かせボランティア代表・子ども会副会長)
学校の運営に資する活動を行う者(3名:学校・地域コーディネーター・主任児童委員)

学識経験者(1名:大学教授)

設置校の学校長(1名:学校長)

○専門委員会及び専門部会

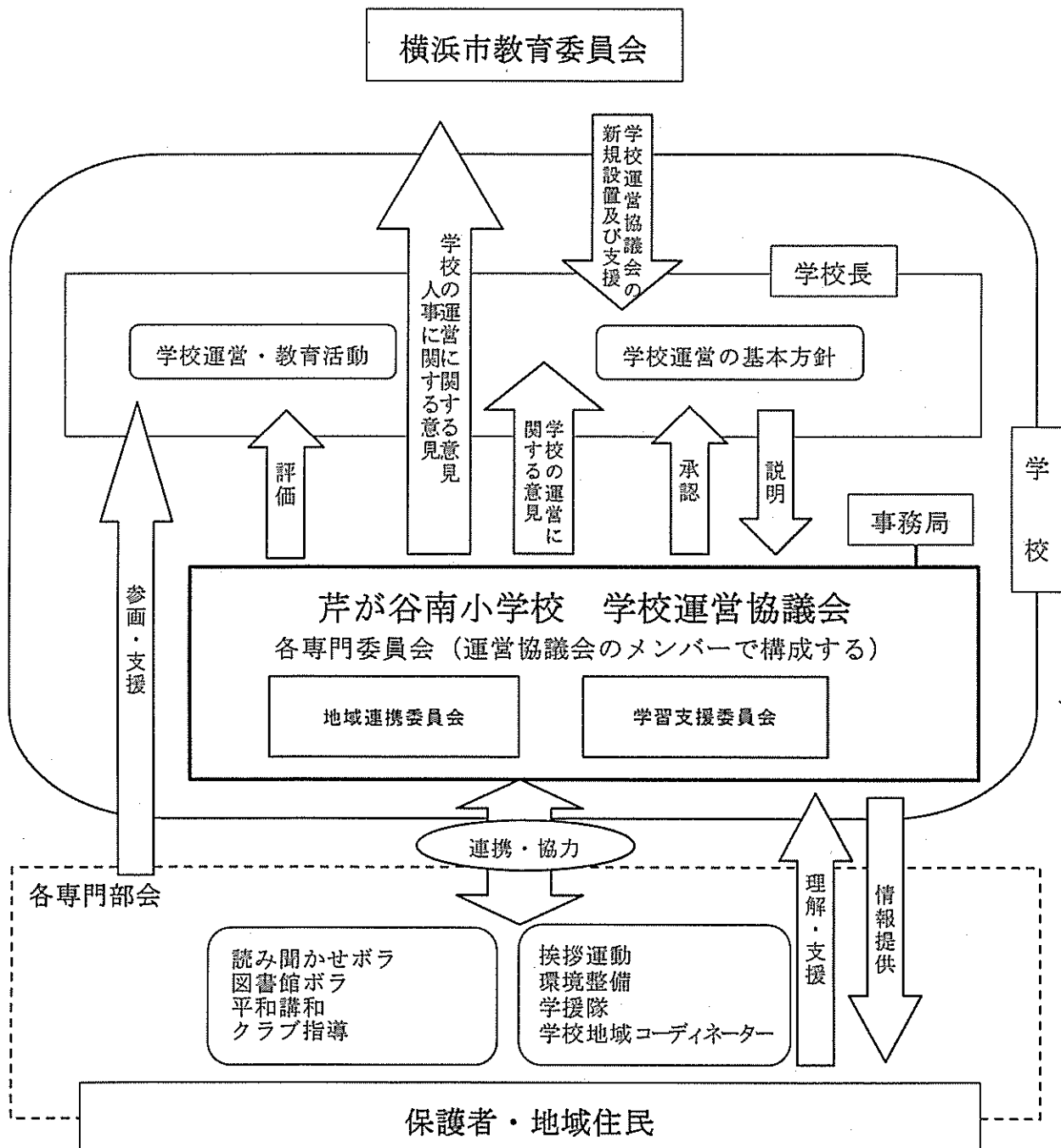
2つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また連携組織に専門部会を設け、専門部会長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

芹が谷南小学校 学校運営協議会運営組織図（案）



芹が谷南小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、芹が谷南小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと芹が谷」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

横浜市立日野南小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成29年12月18日現在）

学校名	横浜市立日野南小学校
創立	昭和50年4月1日
学校長	土門 くるみ
所在地	横浜市港南区日野南6丁目35番1号
電話番号	045(845)3037
区域	南部 日野南中学校ブロック（日野小、小坪小）
最寄駅	港南台駅から神奈中バス本郷台行き「つつじが丘」バス停下車徒歩5分
児童数	369名
学級数	14学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	22037㎡
備考	

(2) 学校教育目標

《大空の心もち、自分をつくる日野南っ子》

- 【知】基礎・基本をしっかり身に付け、自分で考え判断できる子を育てます。
- 【徳】きまりを守り元気にあいさつをし、相手を思いやる心を育てます。
- 【体】心や体をきたえ、自他の生命を大切にすることを育てます。
- 【公】【開】地域などの人々とのかかわりを大切にし、自分ができることを考えて実践する子を育てます。

2 学校運営協議会設置のねらい

本校は大規模に開発された一戸建ての住宅と、大きな集合住宅のある閑静な住宅街の中にある。地域の方たちは学校の教育活動に協力的であり、登下校の見守りや学習ボランティアに多数参加してくださっている。また、日野南地区の自治会や委嘱委員、関連団体がケアプラザや区役所と連携して、「日野南地域支えあいネットワーク連絡会」を行い、地域活動がさかんである。地域防災訓練でも、高学年が参加させてもらっている。地域の方からの支援は充実している。また、教職員は若手が多く、授業づくりや児童指導に熱心である。しかし、小規模校のため、一人で何役もこなしているのが現状である。

そこで、小規模校であるからこそ、地域や保護者が行っている様々な支援活動を整理し、組織立て効率的に行って、学校との連携協働体制をより強いものとし、学校教育活動の充実を進めていきたい。また、幼稚園・保育園との連携接続をスムーズにして、スタートカリキュラムを組み込んだ小中一貫教育の推進を図っていきたいと考える。

現在、『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）』から、学校評価をもらっているが、「まち懇」が学校運営に資する活動を行う組織となり、学校運営の改善につながるよう発展する必要がある。

そのために、学校、保護者、地域住民が連携・協働していくことをねらいとして、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年 6月	「まち」とともに歩む学校づくり懇話会で相談
平成29年10月	連合自治会長、前連合会・シルバー会会長・港南区民 利用施設協会理事、PTA会長、民生委員に相談
平成29年11月	設置準備委員会 (基本構想・委員構成・組織・内容等の検討)
平成29年12月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

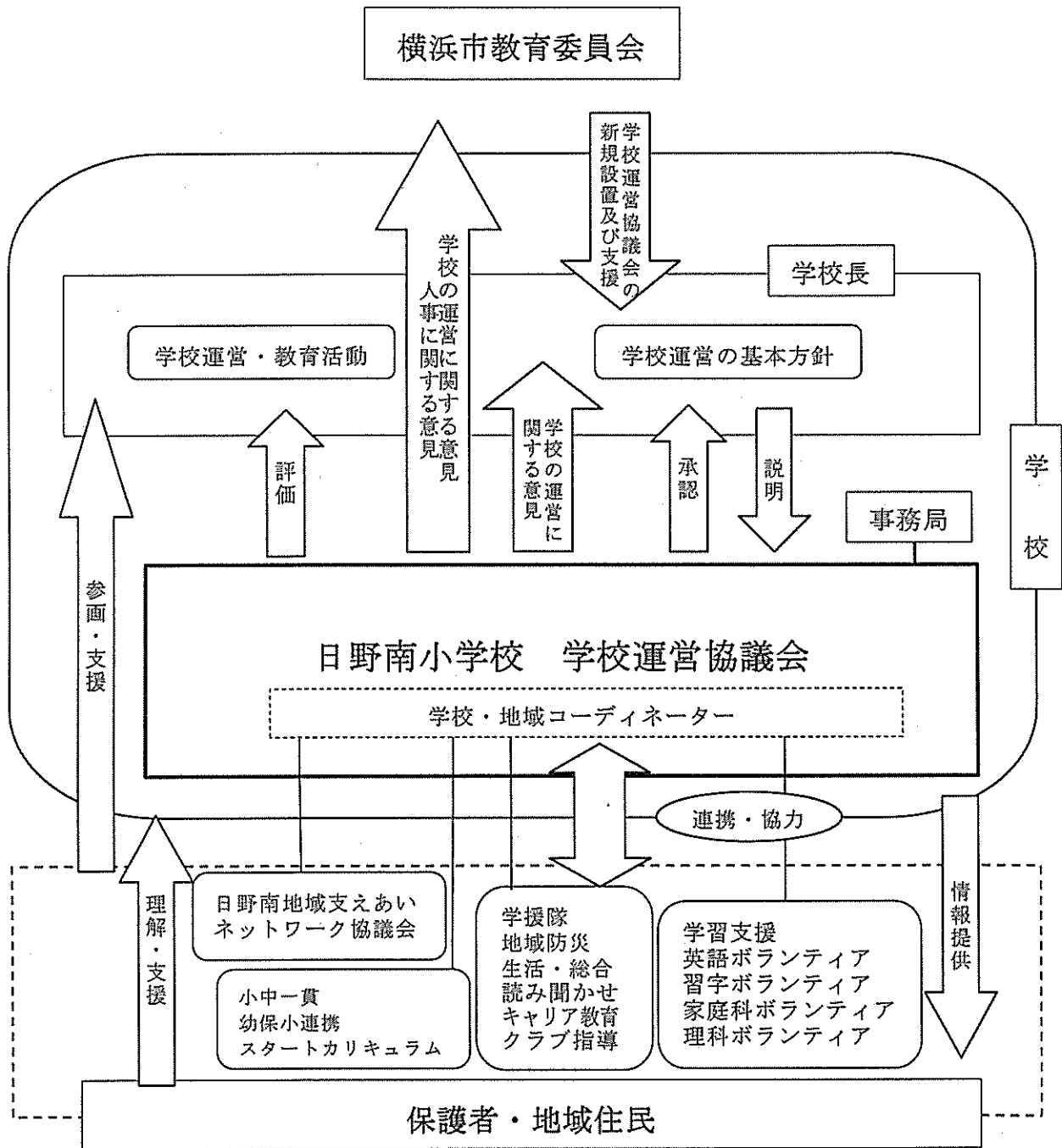
○学校運営協議会<15名>

- 地域住民（8名：防災拠点運営委員長・自治会長3名・民生委員児童委員協議
会会長・栄区民生委員児童委員・青少年指導員・キッズクラブ代表）
- 保護者（2名：PTA会長・おやじの会会長）
- 学校の運営に資する活動を行う者（2名：学援隊隊長・学校ボランティア代表）
- 学識経験者（2名：中学校校長・幼稚園園長）
- 設置校の学校長（1名：学校長）

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



日野南小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、日野南小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと日野南」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

- 第3条 学校運営協議会に、委員は最大15名、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
 - 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
 - 4 会長は、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
 - 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

- 第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。
- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
 - 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
 - 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
 - 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
 - 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
 - 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立西本郷中学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報 (平成 29 年 12 月 20 日現在)

学校名	横浜市立西本郷中学校
創 立	昭和 55 年 4 月 1 日
学 校 長	山下 昌永
所 在 地	横浜市栄区小菅ケ谷 1-29-1
電話番号	045 (892) 1911
区 域	南部 西本郷中学校ブロック (西本郷小、笠間小)
最 寄 駅	J R 根岸線本郷台駅から徒歩 12 分
生徒数	464 名
学級数	14 学級 (個別支援学級を含む)
敷地面積	13, 267 m ²
備 考	

(2) 学校教育目標

《明るく元気 笑顔いっぱい》

- 【知】自ら学び続け、自分の生き方を切りひらく力を高めます。
- 【徳】互いの生き方を尊重し、多くの人とふれあう中、礼儀と規律を大切にします。
- 【体】自他の生命を尊び、たくましい心と体をつくります。
- 【公】【開】まちや社会の中で、共に認め合い、協働し貢献する姿勢を育みます。

2 学校運営協議会設置のねらい

本校は J R 根岸線本郷台からほど近い閑静な住宅地に立地し、落ち着いた環境にある学校である。しかし、過去に生徒指導の面で自治会・町内会をはじめとして学校を支援する諸団体の力をいただきながら、共に取り組んできた経緯もある。現在の学校は積極的に学習や部活動に取り組む生徒も多く、地域行事のボランティアにも多くの生徒が参加している。このため学校に寄せられる期待も高くなっており、より一層、教職員と地域が一丸となって取り組んでいくことが求められている。また小学校との連携も、生徒指導や学習指導を 9 年間の義務教育として考えていく必要もあると考える。小中連携の中で次期学習指導要領が示す学力観に基づいた教職員の授業力向上についても一層の協働・連携を必要としている。

現在、7 月に実施している『地区懇談会』と 2 月に実施している『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 (まち懇)』において、地域や保護者から教育活動に対する意見や感想をいただいている。『地区懇談会』参加者や『まち懇』のメンバーからは、とても好意的な意見や感想を数多くいただいているが、今後は、教職員による魅力ある授業の実践をはじめ充実した教育活動の創出のために、さらに小中学校及び地域が連携していく必要があると実感している。

そこで、新学習指導要領が示す基本方針を学校の教育活動に具現化し、小中学校、保護者、地域住民等の信頼・協力関係をさらに強いものにして、学校教育目標や、中学校ブロックが目指す方向性を共有し、学校運営の改善を推進し子どもたちの健やかな成長をより確かなものにしていく必要があると考えている。そのために、学校、保護者、地域住民がより一層の連携・協働することをねらいとし、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年 6月	教育委員会担当指導主事に相談
平成29年 9月	第1回設置準備委員会（基本構想・委員構成等の検討）
平成29年11月	第2回設置準備委員会（組織構成等の検討）
平成29年11月	第3回設置準備委員会（申請書の内容について検討）
平成29年12月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会<14名>

地域住民（4名：連合町内会長2名・地域防災拠点運営委員長・民生委員）

保護者（3名：学区3校のPTA会長）

学校の運営に資する活動を行う者（2名：学校・地域コーディネーター・主任
児童委員）

学識経験者（4名：大学准教授・学区小学校長・学区在住の元校長）

設置校の学校長（1名：学校長）

○専門委員会及び専門部会

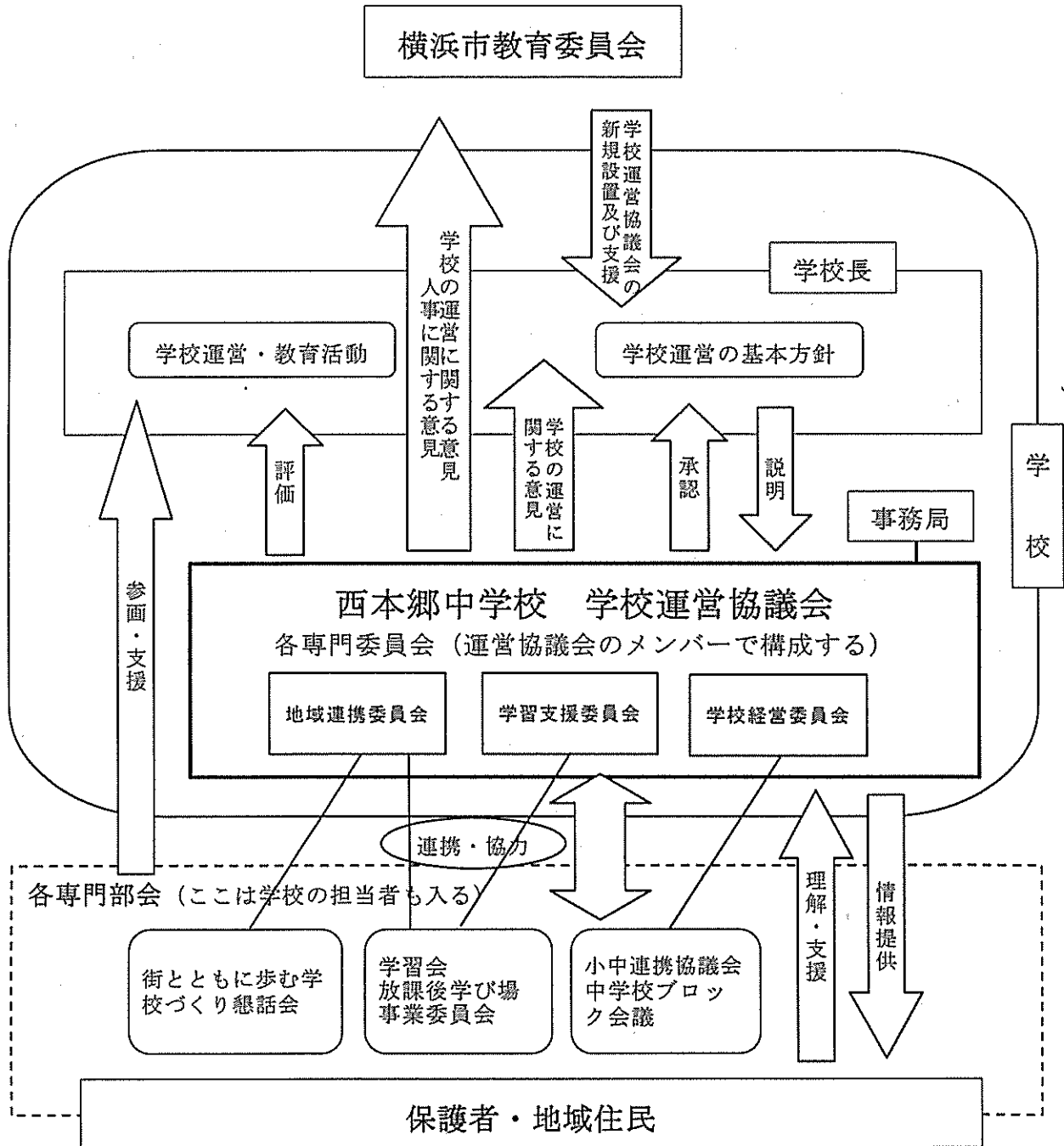
3つの専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また連携組織に専門部会を設け、専門部会長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



西本郷中学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、西本郷中学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと西本郷」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

横浜市立大曾根小学校の学校運営協議会設置について

1 学校の概要

(1) 基本情報（平成25年12月25日現在）

学校名	横浜市立大曾根小学校
創立	昭和40年 9月 1日
学校長	三橋 淳子
所在地	横浜市港北区大曾根2丁目31番1号
電話番号	045(542)1785
区域	北部 樽町中学校ブロック（師岡小、綱島東小）
最寄駅	綱島駅から徒歩12分
児童数	765名
学級数	24学級（個別支援学級を含む）
敷地面積	9,391 m ²
備考	平成31年増築校舎使用開始

(2) 学校教育目標

<p>「まち」とともに歩み、ともに学び自立できる子どもをめざします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら課題を見つけ、多様な解決をしていく子（知） ○ 個性を伸ばし、互いのよさを認め合うことができる子（徳） ○ 自他の健康や安全に留意できる子（体） ○ 「まち」を愛する子（公） ○ 地域、日本、世界に目を向ける子（開）
--

2 学校運営協議会設置のねらい

本校は比較的古くから住む住民と、マンション建設等によって、他の地域から移り住む住民が混在する地域にある学校である。学校にはまちのランドマークとして期待が寄せられており、学校・地域コーディネーターが、学校を支援する個人及び団体との橋渡しをしていただくことができてきている。そこで、学校・地域コーディネーターの位置づけを明確にし、学校、保護者、地域住民等の信頼・協力関係をさらに強いものにして、学校教育目標や、学校が目指す方向性を共有し、学校運営の改善を推進していきたいと考えている。

現在、『「まち」とともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）』から、年間2回、授業と行事を参観した後、教育活動に対する意見や感想をいただいている。『まち懇』のメンバーからは、とても好意的な意見や感想を受けているが、今後は学校評価や授業改善に結びつく協議を行う必要性も感じられる。

そこで、『まち懇』を、より学校運営に資する活動を行う組織として、学校運営の改善につながる支援や評価を行う『学校運営協議会』に発展させていく必要があると考えた。

それとともに、学校、保護者、地域住民等が一体となって、大曾根小学校の教育活動だけでなく、家庭や地域での教育力を最大限にいかした教育を実践し、子どもたちの健やかな成長をより確かなものにしていきたいと考えている。

そのために、学校、保護者、地域住民が連携・協働することをねらいとし、本校に学校運営協議会を設置する。

3 設置申請までの経過

平成29年 2月	第1回設置準備委員会（基本構想・委員構成等の検討）
平成29年 5月	学校説明会（保護者への説明） まちとともに歩む懇話会（保護者・地域への説明）
	第2回設置準備委員会（組織構成等の検討）
平成29年12月	教育委員会担当指導主事に相談（申請書の内容について確認）
平成29年12月	教育委員会に申請書を提出

4 学校運営協議会会則案

別紙案参照

5 学校運営協議会運営組織案

○学校運営協議会＜15名＞

地域住民（7名：連合町内会長・青少年指導員・社会福祉協議会・スポーツ推進委員
はまっこふれあいスクールチーフ）

保護者（2名：PTA会長・ボランティア代表）

学校の運営に資する活動を行う者（3名：学校地域コーディネーター代表・主任児童
委員）

学識経験者（2名：中学校区中学校校長・子育て支援拠点施設長）

設置校の学校長（1名：学校長）

○専門委員会及び専門部会

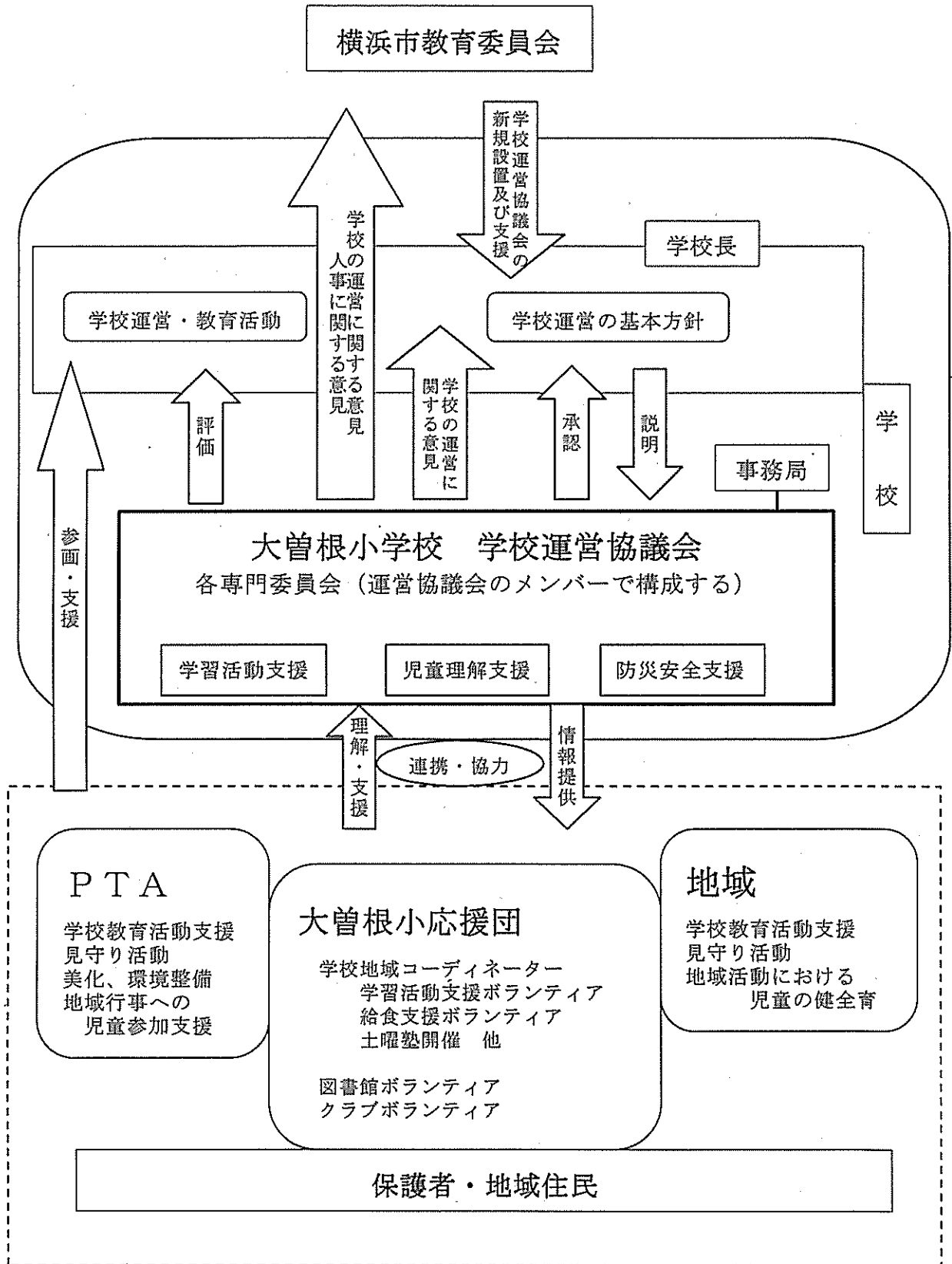
専門委員会を学校運営協議会委員で構成し、課題別協議を行う。

また下部組織に専門部会を設け、専門部会長を中心に年間計画を立案し、学校運営協議会で協議・調整のうえ、実践に移し、学校運営を補佐していくことを目的とする。

○組織図

別紙案参照

学校運営協議会運営組織図（案）



大曾根小学校 学校運営協議会 会則（案）

（名称）

第1条 本会は、大曾根小学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン」で示された「知」「徳」「体」「公」「開」を兼ね備えた“横浜の子ども”の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと大曾根」を担う児童の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

（組織）

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記（1名）を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

（会議）

第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

（附則）

この会則は、平成30年 4月 1日から施行する。

